

八代市談合情報事務処理要領

第 1 趣旨

この要領は、市が発注する建設工事及び調査、測量、設計等業務委託（以下、これらを「建設工事等」という。）の入札の適正を期し、入札談合に関する情報（以下「談合情報」という。）に対する的確な対応を行うための事務処理について定める。

第 2 総則

1 情報の確認

- (1) 入札に付そうとする又は付した建設工事等について談合情報を受けた者は、当該情報の提供者に対して次に掲げる事項を確認の上、直ちに契約検査課へ通報する。

情報提供者の身元、氏名、連絡先

工事名又は委託業務名

発注機関名

入札日

落札予定業者、落札予定金額

談合が行われた日時、場所

談合に関与した業者名

落札予定業者の決定方法

その他談合の事実確認に必要な事項

なお、新聞等の報道により談合情報を把握した場合にも、契約検査課へ通報する。

- (2) 談合情報の提供者が報道機関である場合には、報道活動に支障がない範囲で情報の出所を明らかにするよう要請する。

2 報告

契約検査課は、1により談合情報に係る通報を受けた場合には、談合情報報告書（別記様式 1）にまとめ、速やかに八代市公正入札調査委員会（以下「委員会」という。）委員長に報告を行う。

なお、契約検査課において、新聞等の報道により談合情報を把握した場合にも、報道に基づき報告書にまとめ、報告を行う。

3 委員会の招集及び審議

委員長は、2により契約検査課からの報告を受けた場合は、委員会を招集し、当該情報の信憑性及び第 3 以下の手続によることが適切であるか否かについて審議する。

4 談合情報に関する信憑性の判断

談合情報が信憑性があり、調査を必要とするか否かについては、次に掲げる事項を総合的に勘案し、判断する。

- (1) 談合情報の提供者

身元、氏名等が確認できる提供者

新聞等の報道機関

(2) 談合情報の具体的内容

談合の対象工事名、委託業務名

談合が行われた日時

談合が行われた場所

談合に関与した業者

談合の結果（落札予定業者、落札予定金額）

談合の経緯

(3) 談合が行われたことを推定させるような談合情報以外の周辺情報

5 公正取引委員会への通報

委員会の審議を踏まえて、第3以下の手続によることとした情報については、手続の各段階において逐次公正取引委員会へ通報する。

6 警察への通報

委員会の審議、調査を踏まえて、明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得た場合は、警察へ通報する。

7 報道機関等との対応

談合情報を把握した以降において、報道機関等から発注者としての対応についての説明を求められた場合には、原則として契約検査課長が対応する。また、談合情報については、公正取引委員会へ通報している旨を明らかにする。

第3 各論

談合情報があった場合には、原則として、次に従い対応する。

なお、詳細な手続は、第4に従い行う。

1 入札執行前に談合情報を把握した場合

(1) 委員会の審議結果を踏まえ、委員会において調査の必要がないと判断した場合は、入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）全員から誓約書（別記様式2）を提出させるとともに、入札執行後談合の事実が明らかと認められる場合には、入札を無効にする旨の注意を促した後に入札を行う。

(2) 委員会の審議結果を踏まえ、委員会において調査の必要があると判断した場合は、以下の手続による。

事情聴取

入札参加者全員に対して事情聴取を行い、事情聴取書（別記様式3）を作成すること。事情聴取は、入札までの時間、発注の遅れによる影響を考慮して、入札日の前の日までに行うか、又は入札開始時刻若しくは入札日の繰り下げにより入札を延期した上で行うこと。

談合の事実があったと認められる証拠を得た場合の対応

ア 事情聴取の結果、明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得た場合には、八代市競争契約入札心得（平成17年告示第134号）第7条第1項を適用し、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることができる。

イ 警察へ、談合情報報告書、事情聴取書、誓約書、開札調書等の写しを添えて、別記様式4により通報す

ること。

談合の事実があったと認められない場合の対応

- ア 事情聴取の結果、談合の事実があったと認められない場合には、すべての入札参加者から誓約書を提出させるとともに、入札執行後談合の事実が明らかと認められた場合には、入札を無効とする旨の注意を促した後に入札を行うこと。
- イ この場合において、すべての入札参加者に対し、入札に際し工事費又は委託費内訳書（以下「内訳書」という。）の提出を求めること。
- ウ 入札には、工事費又は委託費の積算を行った者又は積算内容を把握している者（以下「積算担当者」という。）が立ち会い、内訳書を点検すること。
- エ 内訳書の点検において、明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得た場合には、入札を無効とし、②により対応すること。

公正取引委員会へ、談合情報報告書、事情聴取書、誓約書、開札調書等の写しを添えて、別記様式 5 により通報すること。

(3) 一般競争入札の場合の留意点

一般競争入札の場合は、競争参加資格があると認められた者を対象として、(1)以下に従い対応する。

2 入札執行後に談合情報を把握した場合

入札執行後に談合情報があった場合には、入札後には入札結果を公表しており、落札者及び落札金額は既に関覧に供されていることに留意しつつ、以下の手続によることが適切か否かを第 2 の 3 により判断する。

(1) 契約又は仮契約締結以前の場合

委員会の審議結果を踏まえ、委員会において調査の必要がないと判断した場合は、入札を行った者全員から誓約書を提出させた上、落札者と契約すること。

委員会の審議結果を踏まえ、委員会において調査の必要があると判断した場合は、以下の手続によること。

ア 事情聴取

入札を行った者全員に対して速やかに事情聴取を行い、事情聴取書（別記様式 3）を作成すること。

イ 談合の事実があったと認められる証拠を得た場合の対応

- 1) 事情聴取の結果、明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得た場合には、八代市競争契約入札心得第 8 条第 7 号を適用し、入札を無効とすること。
- 2) 警察へ、談合情報報告書、事情聴取書、誓約書、開札調書等の写しを添えて、別記様式 4 により通報すること。

ウ 談合の事実があったと認められない場合の対応

事情聴取の結果、談合の事実があったと認められない場合には、入札を行った者全員から誓約書を提出させた上、落札者と契約又は仮契約すること。

エ 公正取引委員会へ、談合情報報告書、事情聴取書、誓約書、開札調書等の写しを添えて、別記様式 5 により通報すること。

(2) 契約又は仮契約締結後の場合

委員会の審議結果を踏まえ、委員会において調査の必要がないと判断した場合は、特別な対応はしないこ

と。

委員会の審議結果を踏まえ、委員会において調査の必要があると判断した場合は、以下の手続によること。

ア 事情聴取

入札を行った者全員に対して速やかに事情聴取を行い、事情聴取書（別記様式３）を作成すること。

イ 談合の事実があったと認められる証拠を得た場合の対応

- １） 事情聴取等の結果、明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得た場合には、当該建設工事等の進捗状況を考慮して、契約を解除するか否かを判断すること。
- ２） 警察へ、談合情報報告書、事情聴取書、誓約書、開札調書等の写しを添えて、別記様式４により通報すること。

ウ 談合の事実があったと認められない場合の対応

事情聴取等の結果、談合の事実があったと認められない場合には、特別な対応はしないこと。

エ 公正取引委員会へ、談合情報報告書、事情聴取書、誓約書、開札調書等の写しを添えて、別記様式５により通報すること。

第４ 雑則

第３に定める事情聴取等の手続においては、次に掲げる事項に留意して行う。

１ 事情聴取の方法

- （１） 事情聴取は、委員会の複数の委員により行うこと。
 - （２） 事情聴取は、事情聴取の対象者全員を一社ずつ個別に呼び、行うこと。その際は、公正取引委員会及び警察へ通報する場合もある旨を伝えた上で、必要事項について聴き取りを行うこと。
- なお、対象者が共同企業体の場合は、構成員を個々に事情聴取すること。

２ 誓約書の提出等

- （１） 事情聴取後に提出させる誓約書については、公正取引委員会及び警察へ通報する場合もある旨を伝えた上で、事情聴取の対象者から自主的に提出させること。
- （２） 入札執行後、談合の事実が明らかと認められた場合には入札を無効とする旨の注意を促すために、別紙１を参考として注意事項を読み上げること。

３ 内訳書の点検

内訳書の点検に当たっては、入札に際し、積算担当者が立ち会い、入札において、全入札者が入札書を入札函に投函した後に、内訳書の提出を求め、積算担当者が談合の形跡がないか入念に点検し、開札する。

なお、事情聴取、内訳書の点検を迅速に行う必要がある場合は、事情聴取と内訳書の点検を並行して行うことができる。

附 則

この要領は、平成１７年 ８月 １日から施行する。